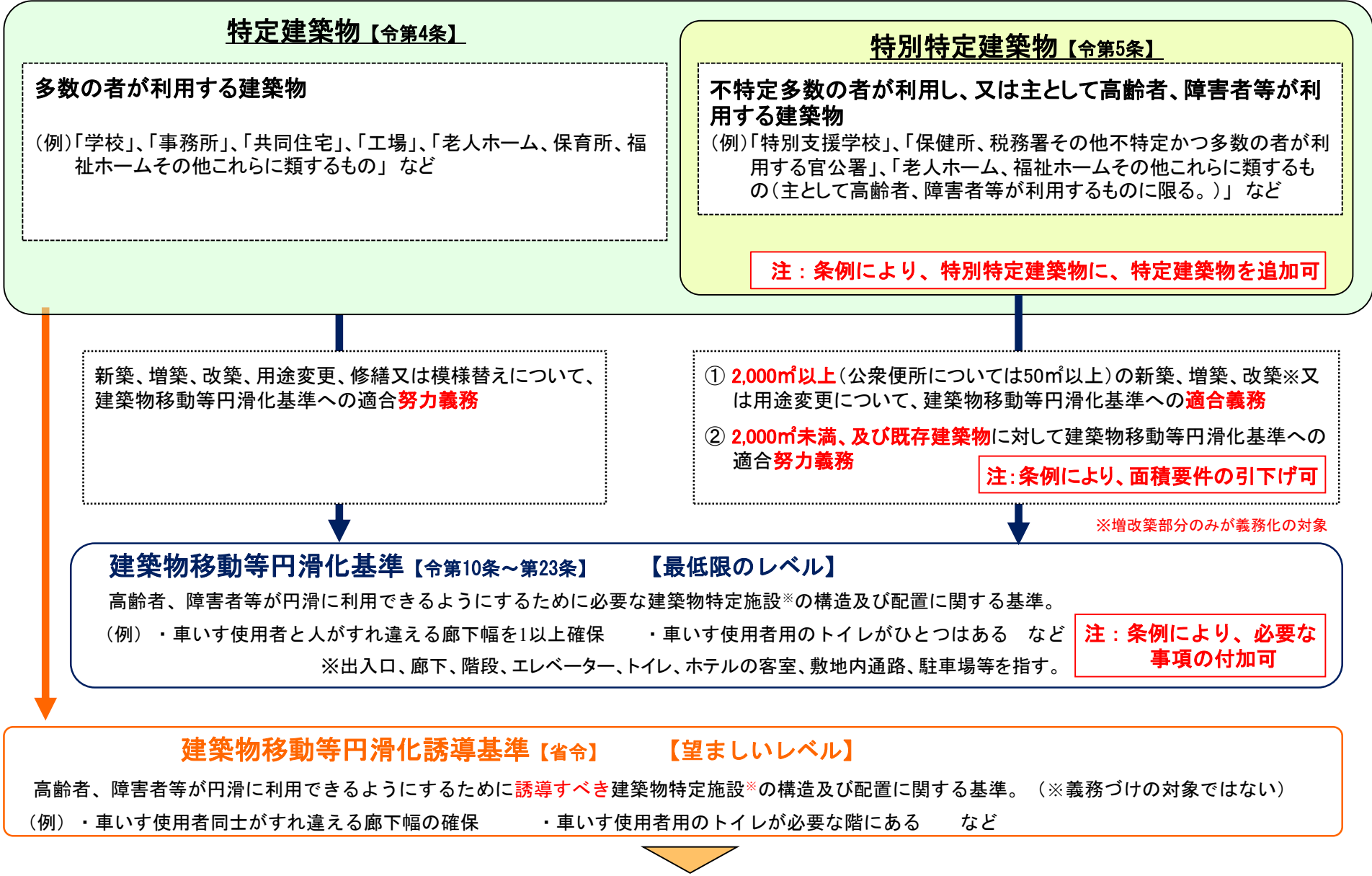




計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、
 建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

- ※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
- ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上



廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

- ※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
- ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

- ※1 低位部分は適用除外
- ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

- ※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)
- ※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る
- ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



- ※その他以下の施設に係る基準がある。
- ・階段
 - ・ホテル又は旅館の客室
 - ・敷地内の通路
 - ・駐車場
 - ・標識
 - ・案内設備 等

バリアフリー法の対象となる建築物

特定建築物	特別特定建築物
1.学校	1.特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊